

	物品等又は 役務の提供の 名称及び数量	随意契約担当 部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約 にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他 必要な 事項 (備考)
1	受変電設備改修工事	事務部 総務課 東京都渋谷区 広尾4-1-23	令和7年7月8日	東京都港区芝浦3-1-21 msb Tamachi田町ステーションタ ワーS 23階 TMES株式会社	4,510,000円	契約事業者は当該施設の建物管理者 であり当該施設(設備)について熟知して いるため施設内電力の調整を行い作業 ができることから、契約の性質又は目的 が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	中央監視装置用UPS 交換工事	事務部 総務課 東京都渋谷区 広尾4-1-23	令和7年7月28日	東京都港区芝浦3-1-21 msb Tamachi田町ステーションタ ワーS 23階 TMES株式会社	1,386,000円	契約事業者は当該施設の建物管理者 であり当該施設(設備)について熟知して いること、また当施設の停電に伴う電気 設備点検時に作業ができることから、契 約の性質又は目的が競争を許さない場 合に該当するため。(日本赤十字社会計 規則第36条第4項)	